総務省共済組合定款の一部変更について

総務省共済組合定款（平成13年１月６日制定）の一部を次のとおり変更する。

平成 24 年３月 30 日

総務省共済組合代表者
総務大臣　川端　達夫

第31条第１項の表中「32.9/1,000」を「40.9/1,000」に、「4.65/1,000」を「4.69/1,000」に、「65.8/1,000」を「81.8/1,000」に、「9.30/1,000」を「9.38/1,000」に改め、同条第２項の表中「32.9/1,000」を「40.9/1,000」に、「4.65/1,000」を「4.69/1,000」に改め、同条第３項中「32.9/1,000」を「40.9/1,000」に、「0.51/1,000」を「0.80/1,000」に改める。

附　則

1　この変更は、平成24年４月１日から施行する。

2　変更後の第31条の規定は、平成24年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

裁判所共済組合定款の一部変更について

裁判所共済組合定款（平成17年４月１日全部変更）の一部を次のように変更する。

平成 24 年４月１日

裁判所共済組合代表者
最高裁判所長官　竹﨑　博允

第31条第１項の表中「4.28/1,000」を「4.86/1,000」に、「8.56/1,000」を「9.72/1,000」に改め、同条第２項の表中「4.28/1,000」を「4.86/1,000」に改める。

附　則

1　この変更は、平成24年４月１日から施行する。

2　変更後の第31条第１項及び第２項の規定は、平成24年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、京都国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。

平成 24 年４月 24 日

独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備　考
京博Ｇ―1766	昭和40年６月17日	藤野　勝親	平成24年２月20日	

企業年金基金合併公告

確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第54条の規定に基づき、次のとおり公告します。

1．合併の認可年月日　平成24年４月１日

2．合併により消滅した企業年金基金の名称及び所在地　日立システムアンドサービス企業年金基金　東京都品川区東品川四丁目12番７号、日立ソフトウェアエンジニアリング企業年金基金　東京都品川区東品川四丁目12番７号

平成 24 年４月 24 日

東京都千代田区丸の内一丁目６番１号
日立企業年金基金
理事長　御手洗尚樹

会社その他公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年一月二十七日
掲載頁　七十四頁（号外第二十号）

平成二十四年四月二十四日

東京都港区六本木四丁目四番八号
（甲）株式会社ワイズテーブルコーポレーション
代表取締役会長兼社長　金山精三郎

東京都港区六本木四丁目四番八号
（乙）株式会社SALVATORE CUOMO JAPAN
代表取締役社長　金山精三郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式九三七七〇株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十四年六月一日であり、各社の株主総会の承認決議は甲については平成二十四年四月二十三日、乙については平成二十四年四月十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年四月十八日
掲載頁　八十四頁（号外第九十号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年四月十八日
掲載頁　七十六頁（号外第九十号）

平成二十四年四月二十四日

東京都中央区銀座二丁目一四番一一号
（甲）ミナト製薬株式会社
代表取締役　北﨑登世美

栃木県那須塩原市下厚崎二六四番地
（乙）株式会社エムエスケイ東日本
代表取締役　秋元　芳子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することといたしました。

効力発生日は、関係当局の認可を前提に、平成二十四年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しております。

この合併による甲の新株式の発行及び資本金の増加はいたしません。

この合併に対して異議のある債権者は、平成二十四年五月二十八日までにお申し出下さい。

なお、乙は平成二十四年五月一日より本店を大阪市中央区南船場一丁目一八番一一号に移転します。

また、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.fujikasai.co.jp/

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月三十日
掲載頁　一〇四頁（号外第一四三号）

平成二十四年四月二十四日

大阪市中央区南船場一丁目一八番一一号
（甲）富士火災海上保険株式会社
代表取締役　横山　隆美

大阪市東成区大今里西一丁目二九番一四号
（乙）富士損害サービス株式会社
代表取締役　西田　崇